

活用

あなたがお持ちの物件、

空家・空地バンクに登録しませんか

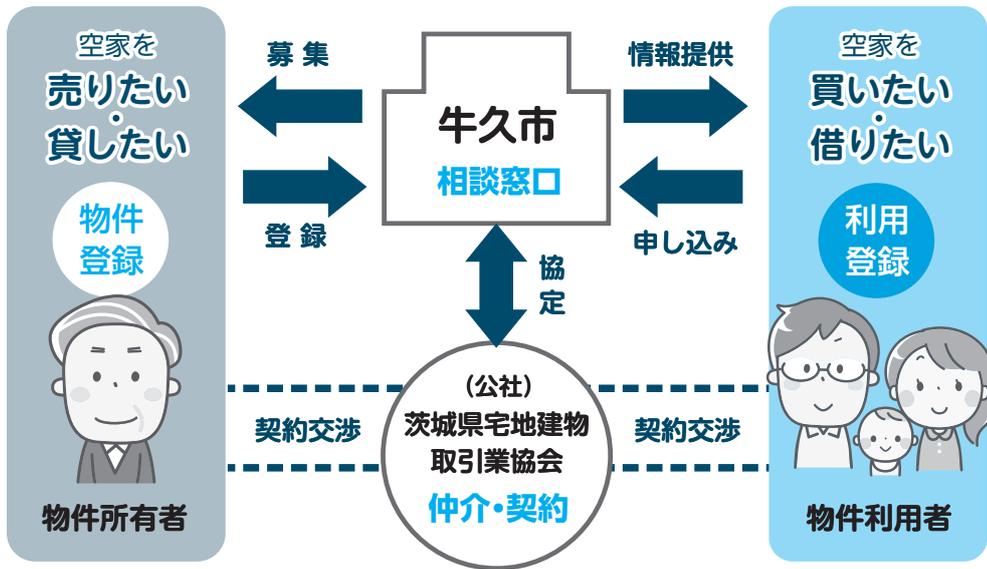
市では、市内の空家・空地の有効活用や流通促進を図るため、「牛久市空家・空地バンク制度」を平成29年9月より開始しています。

現在、市内に空家・空地を所有し、売買や賃貸を希望する方からの物件登録を随時募集しています。眠っている資産の有効活用をしてみませんか。売買や賃貸できる空家・空地がありましたら、ぜひ登録をお願いします。

登録
無料

空家・空地バンクのしくみ

空家・空地バンクは、『市内の空家を売りたい・貸したい』人と、『空家を買いたい・借りたい』人との橋渡しを市と公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会が協働で行う制度です。



空家・空地バンクに登録できる物件

空家

- 1 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(居住しなくなる予定のものを含む)牛久市内にある建築物。ただし、賃貸借または分譲を目的として建築されたものを除く。
- 2 安全性に問題がなく、登記されている建築物。

空地

居住を目的として建築物を建築することができる個人所有の土地で、現に使用されておらず(近く使用しなくなる予定のものを含む)、良好な管理状態にあり、かつ、建築物が存在しない市街化区域内、市街化調整区域の既設団地内または市街化調整区域内で*線引前から建築物が建っていた土地(土地の不動産登記における表題部地目が宅地に限る)。
*昭和45年11月25日に都市計画法に基づく市街化区域の用途を定めた日以前から建築物が立っていた土地

《注意事項》◆物件の売買・賃貸借に関する交渉や契約等の仲介は、宅建協会の会員である宅地建物取引業者等が行います。市は交渉や契約には関与しませんので、あらかじめご了承ください。◆売買・賃貸借契約が締結されたときは、法律で定められた仲介手数料が必要となります。

「空家・空地バンク」の詳細は市ホームページをご確認ください。

【問い合わせ】空家対策課☎内線2532



牛久市 空家空地バンク 🔍 検索

トラブルになる前に
早めの対策を!

空家の活用を 考えてみませんか?

近年、全国的に空家が増加しています。国の調査によると、居住目的のない空家はこの20年で約1.9倍になり、今後ますます増加する見込みです。空家の中には、所有者等による適切な管理が行き届かなくなった結果、近所に大変な迷惑をかけているものもあります。空家対策は、空家所有者等・行政・市民・各関係団体が一丸となり取り組むことが重要です。

現在、市では市民の皆さまの生活環境を守るため、さまざまな空家対策を行っています。今回は、空家の有効活用の取り組みなどをご案内します。

空家に関する問い合わせ

空家対策課

☎内線2531、2532

FAX.872-2955

✉ akiya@city.ushiku.ibaraki.jp

相談

空家等に関するお悩みや困りごと、ご相談ください！

牛久市空家等無料相談会

相談者募集

市内にある空家の所有者および管理者、将来空家になる予定の住宅所有者などを対象とした弁護士、司法書士等の専門家による無料相談会を開催します。あなたがお持ちの空家等について、この機会にぜひご相談ください。

9月16日(土)午後1時～4時※相談時間は1組あたり30分／**市役所分庁舎 第1会議室(2階)**

対象者

市内に空家を所有する方または管理者、将来空家になることが見込まれる住宅の所有者。ただし、業として管理する方を除く。

内容

弁護士、司法書士、建築士、宅地建物取引士による空家の管理、相続、活用、解体などに関する相談。

定員

事前予約制 5組(夫婦、家族同伴も可)
※応募者多数の場合は、相談内容に応じて相談者を決定させていただきます。

申込方法

申込票に必要事項を記入の上、空家対策課窓口へ持参、または郵送・FAX・Eメールのいずれかでお申し込みください。申込票は窓口でお渡しするほか、市ホームページからダウンロード可能です。

応募締切日：9月1日(金)※郵送の場合は期間内必着

【提出先・問い合わせ】空家対策課

内線☎2532、FAX.872-2955

〒300-1292牛久市中央3-15-1

E akiya@city.ushiku.ibaraki.jp



牛久市 空家等無料相談会

検索

サービス

シルバー人材センターが所有者に代わって空家を目視確認

空家見守りサービスをご利用ください



牛久市シルバー人材センターでは、遠方居住や身体・年齢などの理由により、牛久市内にある空家の管理が難しい所有者等に代わって、目視による空家見守りサービスを有料でお受けします。

1回3,300円(税込・手数料含む)

《空家見守りサービスの主な内容》

外壁のひび割れ／塀・垣根の状況／窓ガラスの破損／雨どいの状況
屋根部分の状況(下からの目視)／郵便ポストの状況／樹木の繁茂状況 など

上記内容を担当者が目視にて確認し、その内容を写真付きの報告書で提出します。

サービス詳細は牛久市シルバー人材センターにお問い合わせください。

【問い合わせ】公益社団法人牛久市シルバー人材センター☎871-1468



近所に管理されていない空家があって困っている…



管理不全空家連絡フォームで情報提供ください

市では、ご近所に草木が繁茂していたり、窓ガラスが割れたままであるなどの管理不全空家(お困り空家)があった場合に、市民等の皆さまから市への通報手段の1つとして新たに「管理不全空家連絡フォーム」を導入しました。

市民等の皆さまが管理不全空家に関する必要な情報をフォームに入力することにより、市に直接情報が行き届くシステムです。管理不全空家の情報がありましたらぜひご活用ください。なお、電話やメールでの情報提供もこれまで通りお受けしています。

「管理不全空家連絡フォーム」の詳細は市ホームページをご確認ください。

【問い合わせ】空家対策課☎内線2531



牛久市 管理不全空家連絡フォーム

検索